

議提第 5 号

「議案第 21 号」北本市立学校設置及び管理条例の一部改正に対する
附帯決議

会議規則第 14 条の規定により、「議案第 21 号」北本市立学校設置及び管理条例の一部改正に対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 27 日 提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 北本市議会議員 | 黒 澤 健 一 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 岡 村 有 正 |
| 賛成者 | 北本市議会議員 | 岸 昭 二 |

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

「議案第 21 号」北本市立学校設置及び管理条例の一部改正に対する
附帯決議

栄小学校は、昭和 46 年に開校して以来、地域の学校として、その役割を担ってきたが、北本団地の高齢化に伴い、年々児童数が減少しており、本市の学校規模の基準に基づいて、廃止という結論に至ったものである。そこに至る過程には、通学区域審議会や保護者へのアンケート、適正化検討協議会等々を開催するなど、学校の保護者、また地域の人々と意見交換を行っていることは十分認識している。

しかしながら、対象となる栄小学校に通う子どもたち自身への説明は、公にはされておらず、その意見も聴取されていない状況であることから、栄小学校の児童に対し、廃止に至った経緯等に関する説明を十分行うことを求めるものである。

以上、決議する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

北 本 市 議 会